

《記入するときの注意事項》

- ③欄. 印鑑は、はっきりと押してください。ただし、被保険者（申請者）が自ら署名する場合は、被保険者（申請者）の押印は不要です。
- ⑨欄. 発病の原因が外傷（打撲、捻挫、骨折など）であるときは、⑩欄の「負傷届」にできるだけ詳しく記入してください。
なお、発病の原因が第三者行為（交通事故、集団食中毒など）による場合は、当組合に備え付けの「第三者行為用の負傷届」を添付してください。
- ⑮欄. 給付金の受領方法を記入してください。

《添付書類》

- ◎ やむを得ない理由で被保険者証を使用することができなかつたとき⇒裏面に医師等の領収内訳証明、あるいは診療の内容に関する証明書の（写）と領収書
- ◎ やむを得ない理由で以前加入していた国民健康保険被保険者証を使用されたとき⇒診療報酬明細書（写）と領収書
- ◎ 保険医の意見により治療用装具を購入されたとき⇒医師の意見書と領収書
- ◎ 保険医の同意により、はり・きゅう・マッサージの施術を受けられたとき⇒医師の同意書と裏面に領収内訳証明

《その他の注意事項》

- ◎ 海外で医者にかかり治療を受けられた場合等の費用は、海外療養費支給申請書を使用してください。
- ◎ 輸血の生血、移送の費用等を請求される場合は、前もってご連絡ください。関係書類をお送りします。
- ◎ 支給決定に際し、別紙、必要書類の提出を求める場合があります。
- ◎ 健康保険の給付を受ける権利は、2年間の時効で消滅します。

この申請書の記載についてわからないときは、健康保険組合（TEL 06 - 6765 - 9212）給付課におたずねください。

◎提出先 〒542-0061 大阪府中央区安堂寺町2-4-14 文健会館4階
関西文紙情報産業健康保険組合